

令和7年(ワ)第7441号 国家賠償請求事件

原告 柴田 ほか3名

被告 国

準備書面(1)

令和7年8月22日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

被告指定代理人

橋本 政和

津野 立也

杉田 龍政

阿川 嘉道

武田 寛子

高橋 一光

金山 亮吾

第1	請求の原因に対する認否	6
1	「はじめに」(訴状4ないし6ページ)について	6
2	「第1 原告らに対する身体拘束」について	6
	(1) 「1 原告浅沼について」(訴状6ないし8ページ)について	6
	(2) 「2 原告柴田について」(訴状8ないし10ページ)について	8
	(3) 「3 原告天野について」(訴状10及び11ページ)について	10
	(4) 「4 原告盛本について」(訴状11及び12ページ)について	11
3	「第2 刑事訴訟法の関連する条文」(訴状12ないし14ページ)について	12
4	「第3 刑訴法60条1項2号は違憲無効である」(訴状14ないし19ページ)について	12
5	「第4 刑訴法89条4号は違憲無効である」(訴状19ないし29ページ)について	13
6	「第5 刑訴法89条1号は違憲無効である」(訴状30ないし34ページ)について	13
7	「第6 刑訴法89条3号は違憲無効である」(訴状34及び35ページ)について	14
8	「第7 憲法60条1項及び同89条における手続規定がないことの違憲性」(訴状35ないし40ページ)について	14
9	「第8 刑訴法81条本文は違憲無効である」(訴状40ないし44ページ)について	14
10	「第9 刑訴法60条1項2号、89条4号、81条本文の瑕疵は理由付記を欠く裁判によって維持されている」(訴状44ないし46ページ)について	15
11	「第10 条約違反について」(訴状46ないし53ページ)について	15
12	「第11 国家賠償法1条1項の違法がある」(訴状53ないし58ページ)	

について.....	16
13 「第12 損害」(訴状58ないし60ページ)について.....	16
14 「第13 結語」(訴状60ページ)について.....	16
第2 国会の立法不作為が国賠法上違法と認められるための要件などについて.	16
1 はじめに.....	16
2 国賠法1条1項の「違法」の意義について.....	17
第3 刑訴法60条1項2号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保 障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲 法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと... 19	
1 原告らの主張.....	19
2 はじめに.....	20
3 刑訴法60条1項2号が定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由 があるとき」は、憲法34条の「正当な理由」に該当し、同条に違反しないこ と.....	20
(1) 憲法34条の「正当な理由」について.....	20
(2) 刑訴法60条1項2号の目的は合理性・正当性を有すること.....	21
(3) 刑訴法60条1項2号が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があ るとき」ということを勾留の要件の一つとしていることが必要性・合理性を 有すること.....	23
(4) 小括.....	29
4 刑訴法60条1項2号は、憲法13条、18条、22条、31条及び33条 に違反しないこと.....	29
(1) 原告らの主張.....	29
(2) 被告の反論.....	30
5 刑訴法60条1項2号は、憲法98条並びに自由権規約9条3項及び14条 2項に違反しないこと.....	31

6	小括	32
第4	刑訴法89条4号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと	32
1	原告らの主張	32
2	刑訴法89条4号が憲法の各規定等に違反しないこと	33
	(1) 憲法34条について	33
	(2) 憲法13条、18条、22条、31条及び33条について	35
	(3) 憲法98条2項並びに自由権規約9条3項及び14条2項について	35
	(4) 小括	36
第5	刑訴法89条1号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと	36
1	原告らの主張	36
2	被告の反論	37
第6	刑訴法89条3号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと	39
1	原告らの主張	39
2	被告の反論	39
第7	刑訴法60条1項及び89条が、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと	40
1	原告らの主張	40
2	被告の反論	41
第8	刑訴法81条本文は、憲法の規定に違反せず、憲法上保障され又は保護され	

ている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反する ものであることが明白であるとは認められないこと.....	41
1 原告らの主張.....	41
2 被告の反論.....	42
第9 条約違反について.....	44
1 原告らの主張.....	44
2 被告の反論.....	44
第10 結語.....	45

被告は、本準備書面において、訴状の請求原因に対する認否を行い（後記第1）、被告の主張を明らかにする（後記第2ないし第9）。

第1 請求の原因に対する認否

1 「はじめに」（訴状4ないし6ページ）について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

2 「第1 原告らに対する身体拘束」について

(1) 「1 原告浅沼について」（訴状6ないし8ページ）について

ア 第1段落ないし第3段落について

原告浅沼智也 XXXXXXXXXX（以下「原告浅沼」という。）が「逮捕から一貫して無罪を主張した」ことは不知。また、原告浅沼に対し、令和6年7月1日に保釈許可決定がされたことは否認する。同日は、保釈許可決定に対する抗告を棄却する決定がされた日であり、保釈許可決定がされた日は同年6月27日である。

その余は認める。

イ 第4段落について

原告浅沼が「身体拘束からの解放を繰り返し求めた」ことについて、保釈請求を複数回行ったという趣旨と解した上で認める。

ウ 第5段落について

「2024年（令和6年）7月1日付けで保釈が許可されるまで」について、原告浅沼が同日に釈放されるまでという趣旨と解した上で認める。

なお、事実経緯を記載した一覧表のうち、「5月23日 第3次保釈請求」とあるが、正しくは「5月27日」である。

エ 第6段落について

原告浅沼の弁護人が、令和6年4月11日、青森地方裁判所（以下「青森地裁」という。）の裁判官に対して保釈請求をしたこと、同月12日、同

裁判官が「刑事訴訟法 89 条 4 号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」と認め」たことを理由に、同請求を却下する決定をしたこと、原告浅沼の弁護人が同決定を不服として同月 14 日付けで青森地裁に対し準抗告を申し立てたこと、青森地裁が、同日、同準抗告を棄却したことは認める。

なお、青森地裁の裁判官について、「藤本匡成」とあるが、正しくは藏本匡成である（後記オ及びカにおいても、同様である。）。

オ 第 7 段落について

原告浅沼の弁護人が、令和 6 年 5 月 7 日、青森地裁の裁判官に対して保釈請求をしたこと、同月 8 日、同裁判官が前記エと同旨の理由で同請求を却下する決定をしたこと、原告浅沼の弁護人が同決定を不服として同月 10 日付けで青森地裁に対し準抗告を申し立てたこと、青森地裁が、同日、同準抗告を棄却したことは認める。

カ 第 8 段落について

原告浅沼が、令和 6 年 5 月 27 日（訴状では「同月 23 日付」とあるが正しくは同月 27 日である。）、青森地裁の裁判官に対して保釈請求をしたこと、同月 28 日、同裁判官が前記エと同旨の理由で同請求を却下する決定をしたこと、原告浅沼の弁護人が同決定を不服として同年 6 月 3 日付けで青森地裁に対し準抗告を申し立てたこと、青森地裁が、同日、同準抗告を棄却したことは認める。

キ 第 9 段落について

原告浅沼の弁護人が、令和 6 年 6 月 4 日、青森地裁の裁判官に対して保釈請求をしたこと、同月 5 日、同裁判官が前記エと同旨の理由で同請求を却下する決定をしたことは認める。

ク 第 10 段落について

原告浅沼の弁護人が、令和 6 年 6 月 26 日、青森地裁の裁判官に対して

保釈請求をしたこと、同月27日、同裁判官が保釈を許可する決定をしたこと、検察官が同決定を不服として抗告を申し立てたこと、仙台高等裁判所が、同年7月1日、同抗告を棄却したことは認める。

ケ 第11段落ないし第13段落について

原告浅沼が令和6年3月14日に逮捕されて以降、同年7月1日に釈放されるまで身柄を拘束されていたことは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「2 原告柴田について」(訴状8ないし10ページ)について

ア 第1段落ないし第5段落について

原告柴田(以下「原告柴田」という。)が、令和元年7月19日に覚せい剤取締法違反及び関税法違反の被疑事実で勾留され、接見等禁止決定を受けたこと、同年8月6日に覚せい剤取締法違反及び関税法違反の罪により東京地方裁判所(以下「東京地裁」という。)に起訴されたこと、令和3年3月15日の第1回公判期日終了まで接見等禁止決定が更新されていたこと、同月22日に東京地裁において、原告柴田に対し、懲役10年(未決勾留日数400日算入)及び罰金500万円に処する旨の有罪判決が言い渡されたこと、原告柴田が同判決を不服として控訴し、控訴審である東京高等裁判所(以下「東京高裁」という。)は、同年10月19日、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)397条2項により原判決を破棄し、原告に対し、懲役9年(未決勾留日数520日算入)及び罰金500万円に処する旨の判決を言い渡し、同年11月3日に同判決が確定したことは認める。

なお、原告柴田は、覚せい剤取締法違反及び関税法違反の罪のほか、令和2年4月1日に詐欺の罪で起訴され、令和3年3月22日に東京地裁において、前記有罪判決を受けたものである。

イ 第6段落について

第1文ないし第4文について、原告柴田の弁護人が、令和元年11月1

日、東京地裁の裁判官に対して保釈請求をしたこと、同月6日、同裁判官が「刑事訴訟法89条1号、4号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でないと認め」たことを理由に同請求を却下する決定をしたこと、原告柴田の弁護人が同決定を不服として同月11日付けで東京地裁に対し準抗告を申し立てたこと、東京地裁が、同日、同準抗告を棄却したことは認める。

第5文ないし第8文について、原告柴田の弁護人が、令和3年3月23日、東京地裁に対して保釈請求をしたこと、同月24日、東京地裁が、禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった場合に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められないとして、同請求を却下する決定をしたこと、原告柴田の弁護人が同決定を不服として同月26日に東京高裁に対し抗告を申し立てたこと、東京高裁が、同日、抗告を棄却したこと、原告柴田の弁護人が、同決定を不服として同月30日付けで、最高裁判所（以下「最高裁」という。）に対し特別抗告を申し立てたこと、最高裁が、同年4月5日、同特別抗告を棄却したことは認める。

ウ 第7段落及び第8段落について

原告柴田の弁護人が、令和元年10月7日、東京地裁に対し、原告柴田の接見等禁止決定に対する準抗告（同準抗告の中では、予備的に原告柴田の義父及び母を接見等禁止の対象から外す旨の接見等禁止の一部解除を求めている。）を申し立てたこと、同日、東京地裁が同準抗告を棄却したこと、原告柴田の弁護人が、令和2年3月17日、東京地裁の裁判官に対し、原告柴田の義父、母、元妻及び子を接見等禁止の対象から外すよう求める接見等禁止の一部解除の申立てをするとともに、予備的に、これらの者について文書の授受のみ対象から外す旨の申立てをしたこと、これらに対し、東京地裁の裁判官が職権を発動しなかったこと、原告柴田の弁護人が、同年9月4日、東京地裁の裁判官に原告柴田の義父及び母を接見等禁止の対

象から外す接見等禁止一部解除の申立て並びに予備的にこれらの者について30分間の接見許可を求める申立てをしたこと、これらに対し、東京地裁の裁判官が職権を発動しなかったこと、原告柴田の弁護人が、同年1月24日、東京地裁に接見等禁止決定に対する準抗告の申立て並びに予備的に義父及び母について30分間の接見許可を求める接見等一部解除の申立てをしたこと、同日、東京地裁が同申立てを棄却する決定をしたことは認める。

なお、第7段落において事実経緯を記載した一覧表のうち、「同月7日(引用者注：令和元年8月7日)」については、「同年10月7日」が正しく、同一覧表のうち「同年9月24日(引用者注：令和2年9月24日)」については、「令和2年9月4日」が正しい。

また、原告柴田の義父、母、元妻及び子との文書の受信・発信に関する接見等一部解除の申立てについては、個別の手紙ごとに弁護人又は被告人から随時申立てがされており、随時、個別に許可する決定がされていた。

(3) 「3 原告天野について」(訴状10及び11ページ)について

ア 第1段落及び第2段落について

原告天野(以下「原告天野」という。)が、平成30年11月28日に詐欺の被疑事実で逮捕され、同月30日に勾留されたこと、同年12月18日に詐欺罪により東京地裁に起訴されたこと、その後、平成31年2月12日、同年4月8日、令和元年6月19日、同年8月21日、同年10月9日、同年11月5日、令和2年1月16日及び同年5月7日に詐欺罪により追起訴がされたこと、その後、同年9月7日付けで「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」違反への訴因並びに罪名及び罰条の各変更許可がされたこと、同事件が東京地裁に係属しており、原告天野は勾留中であり接見等禁止決定が付されていることは認める。

イ 第3段落について

原告天野の弁護人が、令和6年12月3日、東京地裁に対して保釈請求をしたこと、同月5日、東京地裁が刑訴法89条1号、3号、4号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められないことを理由に同請求を却下する決定をしたこと、原告天野の弁護人が、同決定を不服として同月18日に東京高裁に対し抗告を申し立てたこと、東京高裁が、同月20日、同抗告を棄却したこと、原告天野の弁護人が、同決定を不服として同月26日付けで、最高裁に対し特別抗告を申し立てたこと、最高裁が、令和7年1月10日、同特別抗告を棄却したことは認める。

(4) 「4 原告盛本について」(訴状11及び12ページ)について

ア 第1段落について

原告盛本 (以下「原告盛本」という。)が、令和5年9月22日に不同意わいせつ致傷の被疑事実で逮捕されたこと、東京地裁の裁判官が同月25日に原告盛本についての検察官の勾留請求を却下する決定をしたこと、同日、検察官が同決定に対し準抗告を申し立て、東京地裁が原裁判を取り消し、原告盛本を勾留する決定をし、原告盛本が勾留されたこと、原告盛本が同年10月13日に不同意わいせつ致傷の罪により東京地裁に起訴されたこと、令和6年7月24日に原告盛本に対して無罪判決が言い渡されたことは認める。

イ 第2段落ないし第6段落について

原告盛本の弁護人が、令和5年12月1日、東京地裁の裁判官に対し、
在住の原告盛本の父を身元引受人とし、同人宅を制限住居とする保釈請求をしたこと、同月4日、東京地裁の裁判官が「刑事訴訟法89条1号、4号に該当し、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められない」ことを理由として同請求を却下する決定をしたこと、原告盛本の弁護人が、同月8日、同決定を不服として東京地裁に対し準抗告を申し立てたこと、同日、東京地裁が同準抗告を棄却したこと、原告盛本の弁護人が、

令和6年1月19日に 在住の原告盛本の母宅を制限住居とする

保釈請求をしたこと、同月2

3日、東京地裁の裁判官が保釈を許可する決定をしたこと、同年7月8日の公判期日において、被害者とされていた女性の証人尋問が行われたことは認め、その余は知らないし争う。

3 「第2 刑事訴訟法の関連する条文」(訴状12ないし14ページ)について

原告らに対してなされた勾留決定の根拠規定が刑訴法60条1項¹であること、原告らについてなされた保釈請求を却下する決定について、刑訴法89条及び90条が保釈の要件を定めていることは認める。

4 「第3 刑訴法60条1項2号は違憲無効である」(訴状14ないし19ページ)について

憲法18条が奴隷的拘束及び苦役からの自由を定め、22条1項が居住・移転等の自由を定め、31条が法定の手續の保障を定め、33条が逮捕の要件を定め、34条が抑留・拘禁の要件及び不法拘禁に対する保障を定め、98条2項が条約及び国際法規の遵守を定めていること、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」(以下「自由権規約」という。)9条3項及び14条2項の存在、刑訴法60条1項2号が被告人を勾留する要件の一つとして、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定めていること、1948(昭和23)年6月11日の参議院の司法委員会において、訴状の記載と同旨の発言があったこと、同月21日及び24日に衆議院の司法委員会が開会されたことは認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見は、いずれも認否の限りでない。

刑訴法60条1項2号は、憲法の各規定に違反しておらず、違憲で無効な規定ではない。

¹ なお、原告らが被疑者であったときの勾留の根拠規定は、刑訴法207条1項、60条である。

5 「第4 刑訴法89条4号は違憲無効である」(訴状19ないし29ページ)
について

憲法18条が奴隸的拘束及び苦役からの自由を定め、22条1項が居住・移転等の自由を定め、31条が法定の手続の保障を定め、33条が逮捕の要件を定め、34条が抑留・拘禁の要件及び不法拘禁に対する保障を定め、98条2項が条約及び国際法規の遵守を定めていること、自由権規約9条3項及び14条2項の存在、刑訴法89条が、柱書において1号から6号に該当する場合を除いては保釈の請求を許さなければならないと定め、同条4号が「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。」と定めていること、1948(昭和23)年6月11日の参議院の司法委員会及び同月24日の衆議院の司法委員会において、訴状の記載と同旨の発言があったこと、松本芳希の文献(甲A5)、原田國男の報道記事(甲A6)及び大川原化工機事件の報道記事(甲A7)の各存在、2016(平成28)年5月19日の参議院の法務委員会において、刑訴法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議がされ、衆議院の法務委員会においても同様の附帯決議がされたことは認め、訴状第4の4(1)のうち、表1及び表2(訴状23及び24ページ)の各数値及びそれに基づく保釈率の説明部分は認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

刑訴法89条4号は、憲法の各規定に違反しておらず、違憲で無効な規定ではない。

6 「第5 刑訴法89条1号は違憲無効である」(訴状30ないし34ページ)
について

令和4年法律第67号による改正前の刑訴法89条が、柱書において1号から6号に該当する場合を除いては保釈の請求を許さなければならないと定め、同条1号が「被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。」と定めていること、憲法13条が個人の

尊重・幸福追求権・公共の福祉を定め、34条が抑留・拘禁の要件及び不法拘禁に対する保障を定めていること、自由権規約9条3項、14条2項及び世界人権宣言11条1項の存在、1953（昭和28）年7月15日衆議院の法務委員会において、岡原政府委員から訴状記載と同旨の答弁があったことは認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

刑訴法89条1号は、憲法の各規定に違反しておらず、違憲で無効な規定ではない。

7 「第6 刑訴法89条3号は違憲無効である」（訴状34及び35ページ）について

憲法13条が個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉を定め、22条1項が居住・移転等の自由を定め、31条が法定の手續の保障を定め、34条が抑留・拘禁の要件及び不法拘禁に対する保障を定め、37条が刑事被告人の権利を定めていること、刑訴法89条が、柱書において1号から6号に該当する場合を除いては保釈の請求を許さなければならないと定め、同条3号が「被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。」と定めていることは認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

刑訴法89条3号は、憲法の各規定に違反しておらず、違憲無効ではない。

8 「第7 憲法60条1項及び同89条における手續規定がないことの違憲性」（訴状35ないし40ページ）について

見出しの「憲法」は「刑事訴訟法」の誤りであると解した上で、いずれも知らないし争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

刑訴法60条1項及び89条は、憲法の各規定に違反しておらず、違憲ではない。

9 「第8 刑訴法81条本文は違憲無効である」（訴状40ないし44ページ）

について

刑訴法80条が「勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である」と定めていること、刑訴法81条が「裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押さえることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押さえることはできない。」と定めていること、憲法21条1項が「表現の自由」を定めていること、自由権規約7条、10条、17条及び23条の存在は認め、訴状に記載された最高裁昭和58年6月22日大法廷判決（民集37巻5号793ページ）の内容は、同判決において判示されている限りにおいて認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

刑訴法81条本文は、憲法の規定に違反しておらず、違憲無効な規定ではない。

10 「第9 刑訴法60条1項2号、89条4号、81条本文の瑕疵は理由付記を欠く裁判によって維持されている」（訴状44ないし46ページ）について

刑訴法44条1項が「裁判には、理由を附しなければならない。」と定めていることは認め、訴状に記載された最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決（民集39巻1号1ページ）の内容は、同判決において判示されている限りにおいて認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張はいずれも争う。なお、原告らの意見はいずれも認否の限りでない。

11 「第10 条約違反について」（訴状46ないし53ページ）について

自由権規約の各規定の存在は認め、その余の事実は不知、原告らの法的主張

はいずれも争う。

1 2 「第 1 1 国家賠償法 1 条 1 項の違法がある」(訴状 5 3 ないし 5 8 ページ) について

訴状に記載された最高裁令和 4 年 5 月 2 5 日大法廷判決 (民集 7 6 卷 4 号 7 1 1 ページ) の内容は、同判決において判示されている限りにおいて認め、原告らの法的主張はいずれも争う。

刑訴法 6 0 条 1 項 2 号、8 1 条本文、8 9 条 1 号、3 号及び 4 号 (以下、これらを併せて「本件各規定」という。) は、いずれも憲法の各規定に違反せず、違憲で無効な規定ではないのであって、国会が本件各規定を改廃しなかった立法不作為が国家賠償法 (以下「国賠法」という。) 1 条 1 項の適用において違法と評価される余地はない。

その余の事実については、原告らが指摘する証拠に記載がされているという限りにおいて認め、その意味や位置づけについては、原告らの意見であって認否の限りでない。

1 3 「第 1 2 損害」(訴状 5 8 ないし 6 0 ページ) について

いずれも知らないし争う。

1 4 「第 1 3 結語」(訴状 6 0 ページ) について

争う。

第 2 国会の立法不作為が国賠法上違法と認められるための要件などについて

1 はじめに

(1) 原告らは、裁判所 (裁判官) による勾留の裁判 (刑訴法 6 0 条 1 項 2 号) 及び保釈請求却下の裁判 (同 8 9 条 4 号等) によって身体を拘束された (原告柴田及び原告天野については、これに加えて、同 8 1 条本文により接見等を禁止された) ところ、これらの勾留、保釈及び接見等禁止の根拠規定となる本件各規定は、人身の自由の保障に係る憲法 1 3 条、1 8 条、2 2 条、3

1条、33条及び34条に違反し、また、憲法98条2項により遵守することを求められる自由権規約9条及び14条に違反しているなどと主張する(訴状14ないし53ページ)。

そして、国会の立法不作為に関する判例を指摘した上で、「刑訴法60条1項2号、同法81条本文、並びに同法89条1号、3号及び4号が憲法に違反することは、遅くとも2016年5月までに国会にとって明白になっていた」とし(訴状53ページ)、したがって、「国会は、原告天野の勾留日である2018年11月30日まで正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠った」として、「遅くとも2018年11月30日時点において、国会の立法不作為は国家賠償法1条1項の適用上違法である」とし(訴状58ページ)、本件各規定が改廃されなかったという立法不作為は国賠法上違法な行為であると主張している。

(2) そこで、以下においては、後記2のとおり、国賠法1条1項の「違法」の意義について述べた上で、後記第3ないし第9のとおり、本件各規定が改廃されなかったという国会の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法とは認められないことを述べる。

2 国賠法1条1項の「違法」の意義について

(1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合には、国又は公共団体がその賠償責任を負うことを定めたものである。

同項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成20年4月15日第三小法廷判決・民集62巻5号1

005ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711ページ等参照、職務行為基準説)、公権力の行使に当たる公務員の行為が同項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要である(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ、最高裁令和5年10月26日第一小法廷判決・集民270号215ページ等)。

この国賠法上の「違法」についての主張立証責任は、原告側が負うものと解されている(井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度114ページ、東京高裁平成11年4月26日判決・判例時報1691号57ページ参照。なお、同判決に対する上告及び上告受理申立ては、最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定により、上告棄却及び上告不受理とされている。)

(2) そして、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、①法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、②国会が正当な理由なく長期にわたってその

改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けることがあると解される（最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ）。

(3) そこで、以下では、項目を改めて、原告らが指摘する刑訴法の本件各規定が、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないことを論じていく。

第3 刑訴法60条1項2号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「憲法は基本権としての人身の自由を保障」しており、「罪証隠滅のおそれを根拠に人身の自由の制限を認める刑訴法60条1項2号は、(中略)憲法13条、18条、22条、31条、33条、34条及び憲法98条2項を介して遵守する必要のある自由権規約9条3項、14条2項に違反して無効である」と主張する(訴状14ページ)。

そして、原告らは、「罪証隠滅のおそれによる人身の自由の制限は正当化されないとし、①「刑訴法は、同法60条1項2号による規制の目的を、被疑者・被告人の身柄拘束を用いて「事案の真相を明らかに」(同法1条)することであると定める」ところ、「在宅での捜査ないし公判審理による弊害がまったくなく、あるいは極めて低い可能性しかない場合にも本号による規制が行われて人身の自由が制限され(中略)実質的には弊害の有無にかかわらず人身の自由を制限するものとなっており、事実上自白獲得の手段として用いられるに至っている

から、規制目的の正当性をまったく欠く」(訴状16ページ)、また、②「規制手段である勾留は、規制の目的である事案の真相を明らかにすることと合理的な関連がなく、手段としての適合性を欠く」、「事案の真相を明らかにするために、あえて人の身柄を拘束する必要はない」、「勾留によって人身の自由が奪われるという極めて過酷な結果が生じる一方で、得られる利益は観念的に想定され得る罪証隠滅の一部を防止できるかもしれないという程度のことである」とし、「したがって、「罪証隠滅のおそれ」を理由に人身の自由を制約する刑訴法60条1項2号は憲法および国際人権規約に違反して無効である」とし、「刑訴法60条1項2号はその制定当時から憲法に違反していた」と主張し、刑訴法60条1項2号について、同法及び同号の立法目的は正当性を欠き、また、同号の要件を満たすものとして行われる勾留は規制手段として合理性がないなどと主張する(訴状16ないし19ページ)。

2 はじめに

原告らは、前記1のとおり、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に当たることを理由として勾留をすることを認める刑訴法60条1項2号が憲法の各規定に違反すると主張しているところ、原告らが主張する各規定の中で、取り分け継続的な身柄拘束が許容される理由については、憲法34条が「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず」と直接的にこれを定めている。

そこで、まず、刑訴法60条1項2号が定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」が、憲法34条の「正当な理由」に該当するかどうかを論じた上で、その他の憲法の規定等に違反しないことを論じていく。

3 刑訴法60条1項2号が定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、憲法34条の「正当な理由」に該当し、同条に違反しないこと

(1) 憲法34条の「正当な理由」について

憲法34条は、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と定めている。

同条は、「逮捕」に続く拘束の継続である「抑留」及び「拘禁」について、それが人身の自由に対する重大な侵害であることに鑑み、それが公明正大に行われることを確保しようとする趣旨のものである。ここに「拘禁」とは比較的継続的な拘束をいい、勾留はこの「拘禁」に当たると解されている。(以上につき、樋口陽一ほか「注釈 日本国憲法」上巻(乙1)738及び739ページ)

そして、同条は「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず」と定めているところ、この「正当な理由」とは、単に犯罪事実ないし被告事件があるということにとどまらず、それを含めて拘禁を必要とする合理的・実質的理由を意味するものと解される(前掲樋口ほか(乙1)743ページ、浦部法穂「憲法学教室I」(乙2)365ページ、佐藤功「ポケット註釈全書 憲法(上)」〔新版〕(乙3)548ページ)。

(2) 刑訴法60条1項2号の目的は合理性・正当性を有すること

ア 刑訴法は、「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と規定している(同法1条)。

そして、刑訴法は、これを踏まえ、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使することを目的として、被疑者及び被告人を拘禁する強制処分として勾留制度を定め、60条1項各号で勾留の裁判の実体的要件等を定めている(なお、被告人の勾留の要件について定める同法60条の規定は、同法207条により、被疑者の勾留についても準用されている。)

すなわち、被疑者及び被告人の身体拘束は、その日常生活に対する重大な制約になるから、有罪判決が確定し受刑するまではできる限り行わないことが望ましいが、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために被疑者及び被告人を拘束して罪証隠滅を防止し、出頭等を確保することが必要な場合があるのであって、こうした被告人の公判廷への出頭確保（逃亡の防止、刑訴法60条1項1号・3号）や罪証隠滅の防止（同法60条1項2号）という審判上の理由及び有罪判決がなされた場合の刑の執行確保のための身柄の確保（同法343条、344条）のため、勾留がなされるのである（伊丹俊彦ほか「逐条実務刑事訴訟法」（乙4）129及び130ページ、中山善房ほか編「大コンメンタル刑事訴訟法」〔第三版〕第2巻（乙5）23ページ参照）。

この点、最大判昭和58年6月22日・民集37巻5号793ページも、「未決勾留は、刑事訴訟法の規定に基づき、逃亡又は罪証隠滅の防止を目的として、被疑者又は被告人の居住を監獄内に限定するものであって、右の勾留により拘禁された者は、その限度で身体的行動の自由を制限されるのみならず、前記逃亡又は罪証隠滅の防止の目的のために必要かつ合理的な範囲において、それ以外の行為の自由をも制限されることを免れないのであり、このことは、未決勾留そのものの予定するところでもある。」と判示し、被疑者・被告人の身体拘束の目的の一つとして「罪証隠滅の防止」を挙げている。

イ 以上のとおり、刑訴法60条1項2号を含む同項各号は、同法1条の目的を踏まえ、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために、勾留の実体的要件を定めているのであって、こうした目的が正当性を有することは明らかである。

ウ(ア) 原告らは、前記1のとおり、「弊害の有無にかかわらず人身の自由を制限するものとなっており、事実上自白獲得の手段として用いられるに至

っているから、規制目的の正当性をまったく欠く」などと主張し、勾留に関する運用を理由に刑訴法60条1項2号の規制目的が正当性を欠くなどと主張する。

- (イ) 前記の運用状況に係る原告の主張の当否はともかく、法律の目的が正当性を有するかどうかという点と、当該法律についてどのような運用がされているかという点は別の問題であるから、原告らの上記主張はそれ自体失当である。法律の目的が正当性を有するかどうかは、当該目的それ自体が合理性を有するかどうかで判断すべきものである。

なお、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」による処遇制度が問題になった事案で、最高裁は、同法の立法目的が正当なものと判示するに当たって実務の運用を考慮していない（最高裁平成29年12月18日第三小法廷決定・刑集71巻10号570ページ）。

- (3) 刑訴法60条1項2号が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」ということを勾留の要件の一つとしていることが必要性・合理性を有すること

ア 刑訴法60条1項2号は、被疑者又は被告人に「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」ことを前提に、当該被疑者又は被告人に「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」には、裁判所は被疑者又は被告人を勾留することができる」と規定している。

前記(2)のとおり、刑訴法1条は、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」と定め、実体的真実の発見と刑罰法令の適正な適用実現を目的の一つとしているところ（松本時夫ほか編「条解 刑事訴訟法」〔第5版増補版〕(乙6)3ページ)、関係者との口裏合わせ、証拠の廃棄・隠滅、虚偽証拠の作出等の罪証隠滅行為が行われれば、適正な事実認定が困難となり、国家刑罰権の適正な行使が阻

害されかねない。そのため、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のある被疑者又は被告人について、当該被疑者又は被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するため、一定期間その身柄を拘束し、当該罪証隠滅行為を防ぐ必要がある。

したがって、刑訴法60条1項2号が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」ということを勾留の要件の一つとしていることは、上記目的に即した合理的なものといえることができる。

このことは、以下で述べる刑訴法が制定された当時の立法趣旨及びその後の刑訴法の改正を巡る国会審議の状況などからしても明らかである。

イ(ア) 刑訴法は、憲法が施行された昭和22年5月3日の約1年後である昭和23年7月10日に公布され、昭和24年1月1日に施行された法律である。

刑訴法60条1項2号は、国会に提出された当初の政府案では、「裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留することができる」となっており、「これに第六〇條第三項が但書の形でついていた」ものであったが、参議院における修正で、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」ということが勾留をするために必要な要件として明示的に加えられ²、より人権保障に資する形で、勾留の要件が厳格化され、法律として成立したものである（野木新一ほか「新刑事訴訟法概説」（乙7）63及び64ページ）。

当時の参議院の司法委員会では、昭和23年6月11日、刑事訴訟法の改正に関する公聴会が開催され、そこでは、原告らが訴状18ページで指摘する発言をする公述人もいたものの、他方で、公述人の宮城實氏

² 旧刑事訴訟法では、「罪証ヲ湮滅スル虞アルトキ」という文言で規定されており、現行の刑訴法60条1項2号の文言は、勾留の要件をより客観化・厳格化したものといえる。

からは、「犯罪を犯したる故に勾留するのではないのであります。罪を犯したるために勾留するのではなくして、公平な司法権の運用をするために、止むを得ず国家に認めたる最大の害悪です。(中略) 現行法に書いてある勾留の原因というものは、ヨーロッパ大陸において一般に認められておる逃走と證據湮滅です。勾留をするということは、要するに司法権運用のため實體的眞實を發見するということと、判決に基く確定刑の執行を確保するというところにあるのであります」との発言もされ、罪証隠滅を理由とする勾留が公平な司法権の運用のために必要やむを得ない措置である旨の発言もされていたところである(第二回国会参議院司法委員会会議録第四十号(乙8)・1ページ)。

以上の公聴会を経て、法律として成立した刑訴法60条には、その1項2号において、勾留の一要件として、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定められた。

そうすると、刑訴法の制定当初において、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のある被疑者又は被告人につき、当該被疑者又は被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、当該被疑者又は被告人を勾留することは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要な措置であり、合理性を有すると考えられていたものである。

(イ) また、その当時及びそれ以降の学説をみても、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があることが憲法34条の「正当な理由」に当たらず、これをもって被疑者又は被告人を勾留することが同条に反するといった見解は見当たらない。

宮澤俊義及び芦部信喜「全訂 日本国憲法」(乙9)305ページでは、憲法34条の趣旨について、「「拘禁」されるには、さらに「拘禁」を正当とするだけの理由がなくてはならないという趣旨であろう。」と指摘し

た上で、「なにが「正当な理由」(引用者注:憲法34条の「正当な理由」)であるかは、刑事訴訟法が定める(刑訴法60条。)」と記載している。

また、前掲樋口ほか(乙1)上巻739ページでは、憲法34条に掲げられた「理由」について、「「拘禁」についてはその必要性を基礎づける理由(逃亡、罪証隠滅のおそれなど)をも包括するものと解すべきであろう」とされ、罪証隠滅のおそれが憲法34条の「理由」に該当することを肯定している。

さらに、小林直樹「憲法講義」[改訂版](上)(乙10)370ページでは、憲法34条において「正当な理由」を要するのは、拘禁にかぎらず当り前のことであって、それだけでは実質的な意味はない、と考えられるが、何が正当な理由かを実定的に(刑訴60条参照)規定してゆけば、継続的な拘束に対する自由の保障に資するであろう」とし、「正当な理由とは、たとえば住居不定・罪証隠滅や逃亡のおそれがある場合などがこれにあたる」として、罪証隠滅のおそれがあることは「正当な理由」に含まれるとしている。

(ウ) a その後、法制審議会の部会において、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため、刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について調査審議するため、「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下「特別部会」という。)が設置され、平成23年から平成26年にかけて調査審議がされた。

特別部会においては、勾留要件及び保釈要件の在り方についても議論がされ、勾留要件や保釈要件を見直すべきとの発言もされた一方、平成24年12月25日に開催された特別部会の第17回会議では、最高裁判所事務総局刑事局第一課長の幹事から、「被疑者や被告人が黙秘あるいは否認している場合に、そのことゆえに直ちに罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとか、あるいは、逃亡すると疑うに

足りる相当な理由があるとか、こういう判断をしているものでは決してございません」、「罪証隠滅の関係で御説明いたしますと、これは基本的にはいろいろな要素を総合的に考慮して判断しております。具体的に言いますと、当該事件において、犯罪の内容とか、あるいは罪の重さというものを見た上で、そもそも罪証隠滅の対象となり得る事実はどういうものなのだろうか、それに対して、罪証隠滅の方法としてどういった方法が考えられるのかというのを検討して、まずは客観的に罪証隠滅の可能性がどの程度あるのかというのを考えます。さらには、被疑者・被告人に罪証隠滅の意図を抱きやすい状況にあるのかという、いわゆる主観的な要素についても併せて考えます。その上で具体的かつ現実的に、本当に罪証隠滅の危険性があるのかと検討していく次第であります」といった発言がされ（特別部会第17回会議 議事録（乙11）34及び35ページ、特別部会第2作業分科会出席者名簿（乙12））、元裁判官の委員から、「これまでの議論の中に勾留や保釈に関して、その要件を見直すべき（中略）というような御意見があったわけですが」、「御意見の前提については、私は違和感を覚えます。」、「やはり身柄を拘束するということは非常に大事なことであり、ということを考えて慎重に事件を処理しているというのが現状であります」といった発言がされた（同議事録（乙11）37ページ）。

そして、特別部会は、平成26年7月9日、第30回会議において、最終的な取りまとめを行ったが、全会一致で、勾留要件及び保釈要件を改めるのではなく、身体拘束に関する判断の在り方について、現行法上確立している解釈を法文に明記し、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情を明記することにより、その内容をできる限り明確化し、国民に分かりやすい制度とする趣旨で、刑訴法90条を改正することとされた。

なお、これは、「現在の運用を変更する必要があるとする趣旨のものではない」とされているところである。(以上につき、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」(乙13)5、10、11ページ)

b また、平成28年法律第54号により刑訴法90条が改正され、裁量保釈の判断に当たっての個別の考慮事情が同条に規定されることとなったところ、これに関して、参議院法務委員会及び衆議院法務委員会で行われた附帯決議(甲A8、9)も、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めることとあるように、運用における注意点を指摘したものであって、当時の刑訴法の規定が合憲であることを前提にしたものである。

c 以上から、刑訴法の制定以降も、勾留要件及び保釈要件の在り方について議論がなされたものの、刑訴法60条や89条を改正するということにはならず、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という刑訴法60条1項2号及び89条4号の文言は、そのまま改正されることなく維持された。

そうすると、近年においても、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のある被疑者又は被告人について、当該被疑者又は被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、当該被疑者又は被告人を勾留することは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要な措置であり、依然として合理性を有すると考えられているといえる。

ウ 以上からすると、刑訴法60条1項2号に基づき、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のある被疑者又は被告人につき、当該被疑者又は被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、当該被疑者又は被告人を勾留することは、立法当初の時点においても、その後現在に

至るまでの間においても、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要な措置であり、合理性を有すると考えられてきたものといえる。

そうすると、刑訴法60条1項2号が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」ということを勾留の要件の一つとしていることは、前記(2)の目的に照らして必要性・合理性を有するものと認められる。

(4) 小括

以上から、刑訴法60条1項2号の目的は合理性・正当性を有し、勾留の要件として罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があることを掲げることとも、同目的に即した必要かつ合理的なものと認められる。このような同号の目的の合理性や正当性、勾留の要件の必要性や合理性などに鑑みれば、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という要件は、拘禁を必要とする合理的・実質的理由に当たるものであって、憲法34条の「正当な理由」に当たるというべきである。

以上により、刑訴法60条1項2号は、憲法34条に違反するものとは認められない。

4 刑訴法60条1項2号は、憲法13条、18条、22条、31条及び33条に違反しないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、「憲法13条、18条、22条は実体的権利としての人身の自由を保障する」、「憲法31条は、(中略)犯罪の捜査と裁判手続が適正に行われることを保障することにより、人身の自由を特に手厚く保護しようとするのである。例えば憲法33条は、「何人も…権限を有する司法官憲が発し、且つ、理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と定める。」とし、「刑訴法60条1項2号は、(中略)人身の自由の制限規定として正当化されえない」として、「同号は、憲法13条、18条、22条、31条、33条(中略)に違反して無効である」と主張し(訴状14ページ)、

これらの各規定を根拠として憲法上保障される人身の自由を、刑訴法60条1項2号は侵害しており、同号が違憲無効であると主張している。

(2) 被告の反論

ア まず、前記3で述べたとおり、刑訴法60条1項2号の定める「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、憲法34条が定める「正当な理由」に該当するから、このことを理由に勾留することは、人身の自由に対する必要やむを得ない制約として、憲法自身が許容しているものである。

そうすると、刑訴法60条1項2号が人身の自由を侵害するものとして、憲法13条、18条、22条、31条及び33条に違反するとの原告らの主張は、以下のとおり、理由がない。

イ(ア) 憲法13条は、個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉を定めているところ、前記アのとおり、刑訴法60条1項2号が人身の自由に対する必要やむを得ない制約として、憲法自身が許容しているものであることに照らせば、同号が憲法13条に違反しているとはいえない。

(イ) また、憲法18条は、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」と定め、「奴隷的拘束」³の絶対的な禁止を定め（長谷部恭男編「注釈日本国憲法(2)」(乙14)257ページ)、他方で、憲法34条は、「正当な理由」による拘禁を、必要やむを得ないものとして許容している。そうすると、正当な理由による拘禁は、憲法解釈上、憲法18条の「奴隷的拘束」に該当しない。

また、「意に反する苦役」とは、本人の意に反して強制される労役一般を指すところ（前掲長谷部編(乙14)258ページ)、勾留は労役を伴わないから、「意に反する苦役」には当たらない。

³ ここでいう「奴隷的拘束」とは、例えば、戦前の日本で鉱山採掘などの労働者について問題とされた監獄部屋がこれに当たるとされている（芦部信喜「憲法」[第八版]265ページ）。

以上から、刑訴法60条1項2号は、憲法18条に反しない。

(ウ) さらに、憲法31条は、法定の手続の保障を定めるところ、前記3のとおり、刑訴法60条1項2号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に当該被疑者又は被告人を勾留することは、法定の手続を経て、憲法34条が許容する拘禁をすることに当たる。

したがって、同号は憲法31条に違反しない。

(エ) 加えて、憲法33条は、逮捕の要件として、「権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と規定し、令状主義を定めているところ、刑訴法は、勾留については、「勾留状を発してこれをしなければならない。」と規定し（刑訴法62条）、勾留状を発付した上で被疑者又は被告人を勾留することを前提に、60条において勾留の実体的要件を定めているのであって、令状主義に抵触するものではない。

したがって、刑訴法60条1項2号は、憲法33条に違反しない。

5 刑訴法60条1項2号は、憲法98条並びに自由権規約9条3項及び14条2項に違反しないこと

原告らは、刑訴法60条1項2号が自由権規約9条3項及び14条2項に違反しており、憲法98条2項に違反すると主張する（訴状14ページ）。

しかし、刑訴法60条1項2号は、その規定内容からして、勾留を原則としているものではないから、裁判に付される者を抑留することが原則であつてはならないとする自由権規約9条3項に反しないことは明らかである。

また、無罪推定の原則は、公判において、被告人が罪を犯したことの証明責任を検察官に負わせる原則である一方、刑訴法60条1項2号を理由とする勾留は、無罪推定の原則を前提とした上で、適正に刑事裁判を運営し、国家刑罰権を行使するために、罪を犯したことを疑うに足る相当な理由のほか、罪証隠滅を防止するために身柄拘束の必要があるという法定の要件が満たされるか否

かを裁判官が事前に審査し、勾留状が発付されて初めて認められるものであることからすれば、勾留が無罪推定の原則に反するものではなく、同号が無罪推定の原則を定める自由権規約14条2項に違反しないことも明らかである。

したがって、刑訴法60条1項2号が原告らの指摘する自由権規約の上記各規定に違反するとみる余地はなく、憲法98条2項に違反するものとはいえない。

6 小括

以上から、刑訴法60条1項2号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第4 刑訴法89条4号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、いわゆる必要的保釈を定める刑訴法89条柱書において、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。」とされ、「次の場合」として、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定める同条4号について、刑訴法60条1項2号に関して述べたとおり、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を根拠とする人身の自由の制約は許されないとし、「刑訴法89条4号もまた、同じ要件で人身の自由を制限することを許す規定であって正当化されえない。同号は、憲法13条、18条、22条、31条、33条、34条及び憲法98条2項を介して遵守する必要がある自由権規約9条3項、14条2項に違反して無効である」と主張する（訴状19ないし29ページ、原告らの2025年7月7日付け準備書面(1)（以下「原告ら準備書面(1)」という。）1ページ）。

2 刑訴法89条4号が憲法の各規定等に違反しないこと

(1) 憲法34条について

ア 刑訴法89条4号は、必要的保釈の除外事由を定めているところ、保釈は、保証金の納付等を条件として、勾留による身体拘束を解く制度であるから、勾留と表裏の関係にあり、その除外事由が適切であるかどうかは、憲法34条の定める「正当な理由」との関係で考えるべきである⁴。

原告らは、前記1のとおり、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を根拠とする人身の自由の制約は許されないとして、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定める刑訴法89条4号が、憲法34条に違反すると主張する。

しかし、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」に当該被告人の身柄を拘束することは、必要やむを得ない制約として、憲法34条に違反するものではないことは、前記第3で述べたとおりである。

また、刑訴法89条4号が適正に刑事裁判を運営し、国家刑罰権を行使するために必要かつ合理的な規定であることは、以下の刑訴法の制定過程等からしても明らかである。

イ(ア) 刑訴法89条は、いわゆる必要的保釈を定めた規定であるところ、同条第1号ないし6号の除外事由に該当しない限り、保釈を許さなければならぬものとされており、必要的保釈は、現行の刑訴法が制定された際、人権保護の見地から、新しく認められたものである（前掲野木ほか（乙7）71ページ）。

そして、刑訴法89条4号は、当初の政府案では、「真があるとき」という文言であったが、衆議院において、判断理由は客観的に合理的なも

⁴ 「合理的な保釈制度を設けることは、本條の要求であり、法が定めた合理的な保釈の要件が備わっているにも拘わらず保釈をしないのは、正当な理由なく拘禁するものである」と指摘されているところである（法学協会編「註解日本国憲法」上巻（乙16）617ページ）。

のでなければならないという趣旨で、「疑うに足りる相当な理由があるとき」という文言に修正され、より人権に配慮した形での文言とされ、制定に至ったものである（最高裁判所事務局刑事部「新刑事訴訟法一提案理由と国会の修正一」（乙15）71ページ）。

(イ) 原告らは、参議院の司法委員会において、昭和23年6月11日に刑事訴訟法の改正に関する公聴会が開催され、そこで、罪証隠滅のおそれがあることを必要的保釈の除外事由とする刑訴法89条4号の制定に反対する公述人の意見がされたことを指摘するが、同意見が出された後、法律として成立した刑訴法89条4号には、必要的保釈の除外事由の一つとして、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」と定められている。

そうすると、刑訴法の制定当初において、上記意見を踏まえても、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、刑訴法89条に基づく必要的保釈としては当該被告人を保釈できないとすることは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要な措置であり、合理性を有すると考えられていたものといえる。

(ウ) さらに、前記第3の3(3)イ(ウ)で述べたとおり、特別部会においては、保釈要件の在り方についても議論がされたものの、刑訴法89条を改正するということにはならず、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」という刑訴法89条4号の文言は、そのまま改正されることなく維持された。

そして、平成28年法律第54号により刑訴法90条が改正され、裁量保釈の判断に当たっての個別の考慮事情が同条に規定されることとなったところ、これに関して、参議院法務委員会及び衆議院法務委員会で行われた附帯決議（甲A8、9）も、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めることとあるように、運用における注意点を指摘した

ものであって、当時の刑訴法の規定が合憲であることを前提にしたものであることは、前記第3の3(3)イ(ウ) bで述べたとおりである。

(エ) そうすると、近年においても、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、刑訴法89条に基づく必要的保釈としては当該被告人が保釈されないとするのは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するために必要な措置であり、依然として合理性を有すると考えられているといえる。

なお、原告らは、「刑訴法89条4号の瑕疵は多数の保釈請求却下事例からも基礎づけられる」とし、刑訴法89条4号の運用に関する事情を主張するが(訴状22ないし29ページ、原告ら準備書面(1))、法律の憲法適合性の問題と、当該法律の運用の問題は、次元を異にする別の問題であるから、同主張はそれ自体失当である。

ウ 以上からすると、刑訴法89条4号は、憲法34条に違反しない。

(2) 憲法13条、18条、22条、31条及び33条について

ア 原告らは、刑訴法89条4号が人身の自由を侵害するものとして、憲法13条、18条、22条、31条及び33条に違反すると主張していると解される。

イ しかし、前記(1)のとおり、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある場合、刑訴法89条に基づく必要的保釈としては当該被告人が保釈されないことは、憲法34条の「正当な理由」による拘禁として憲法上許容されているものである。

したがって、刑訴法89条4号が人身の自由を侵害するものとして、憲法13条、18条、22条、31条及び33条に違反するとの原告らの主張は理由がない。

(3) 憲法98条2項並びに自由権規約9条3項及び14条2項について

原告らは、刑訴法89条4号が自由権規約9条3項及び14条2項に違反

し、憲法98条2項に違反すると主張する（訴状1.9ページ）。

しかし、刑訴法89条4号は保釈の要件につき定めるものであって、この規定自体が勾留を原則としているものとはいえず、自由権規約9条3項に違反しないことは明らかであるし、刑訴法89条4号が無罪推定を前提とした規定であることは後記第5の2(1)記載のとおりであり、自由権規約14条2項に違反しないことも明らかであるから、憲法98条2項に違反しない。

(4) 小括

以上から、刑訴法89条4号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第5 刑訴法89条1号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、令和4年法律第67号による改正前の刑訴法89条1号が「被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」⁵と定め、法定刑の刑期が「短期一年以上」の罪を犯したことを必要的保釈の除外事由と定めていることについて、「重罪の訴迫を受けた者が保釈中に再犯を犯したことに對する世間の非難をかわすために、重罪で起訴された者を一律に権利保釈から除外しようとする」ものであり、「この立法は重罪で起訴された者は全員有罪であることを前提とし（中略）この考え方が無罪推定原則と真っ向から対立する」とし、「不合理な法律であることは否定しよ

⁵ 現行法では「死刑又は無期若しくは短期一年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したものであるとき」という文言に改正されている。

うもなく、自由の尊重を保障した憲法13条や、正当な理由のない被告人の拘禁を禁じた憲法34条に違反し、「自由権規約9条3項や（中略）14条2項や世界人権宣言11条1項に明らかに違反する」と主張する（訴状30ないし34ページ）。

2 被告の反論

(1) まず、原告らは、前記1のとおり、刑訴法89条1号が無罪推定の原則に反すると主張するが、保釈制度の理解を誤っている。

すなわち、刑訴法89条柱書は、「保釈の請求があったときは、次の場合を除いては、これを許さなければならない。」と定め、必要的保釈を規定しているところ、被告人は第一審の有罪判決があるまでは無罪の推定を受けているので、適法な保釈の請求があった場合には、同条1号から6号に規定する事由、すなわち、公判廷への出頭確保が定型的に困難と思われる場合及び保釈されることによって出頭的前提となっている刑罰権の適正な実現が困難になると予想される場合を除いて、必ず保釈を許さなければならないとしているのである（前掲中山ほか編（乙5）175ページ）。また、刑訴法89条1号の「罪を犯したものであるとき」とは、現にそのような罪の訴因によって起訴されていることを意味し（前掲松本ほか編（乙6）193ページ）、当該犯罪に及んだことを意味しない。

以上から、刑訴法89条は、いわゆる無罪推定の原則を前提とした規定であるから、原告らの同主張は同条の理解を誤ったものである。

(2) 刑訴法89条1号は、いわゆる重罪といわれるもので、有罪の判決がなされると相当に重い刑に処せられる場合であり、保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために設けられた規定である（前掲中山ほか編（乙5）183及び184ページ、河上和雄ほか編「注釈 刑事訴訟法〔第3版〕」第2巻（乙17）123ページ）。

そして、保証金の担保によって逃亡を防止することができないと定型的に

考えられるものについて、これを必要的保釈の対象とすることは、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使することができなくなるおそれがある。

また、必要的保釈の対象にならない場合であっても、裁判所が、刑訴法90条により職権で保釈することができることは当然である。

- (3) 以上から、刑訴法89条1号は、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するという正当な目的のため制定された規定であって、必要かつ合理的な措置であり、職権保釈の存在も踏まえれば、人身の自由の重要性を踏まえてもなお相当な規制であるといえる。

そうすると、刑訴法89条1号は、拘禁につき、それを必要とする合理的・実質的理由を要求する憲法34条に違反するものとはいえないし、そうである以上、憲法13条に違反するものともいえない。

- (4) 原告らは、刑訴法89条1号が自由権規約9条3項及び14条2項並びに世界人権宣言11条1項に違反しており、憲法98条2項に違反すると主張する（訴状34ページ）。

しかし、刑訴法89条1号は保釈の要件につき定めるものであって、この規定自体が勾留を原則としているものとはいえず、自由権規約9条3項に違反しないことは明らかであるし、刑訴法89条1号が無罪推定を前提とした規定であることは前記(1)記載のとおりであり、自由権規約14条2項に違反しないことも明らかであるから、憲法98条2項に違反しない。

また、世界人権宣言は、その前文からして、加盟国に対して道義的な拘束力を有するにとどまり、法的拘束力を有しないことが明らかであるから、刑訴法89条1号の世界人権宣言違反が法的に問題となる余地はない。

- (5) 以上から、刑訴法89条1号は、憲法の各規定等に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第6 刑訴法89条3号は、憲法の各規定に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、令和4年法律第67号による改正前の刑訴法89条3号が必要的保釈の除外事由として、「被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。」と定めていることについて、「合理的な根拠が全くない」とし、「憲法13条(行動の自由)、22条(居住・移転の自由)、31条(無罪の推定)、34条(理由なき身柄拘束からの自由)、37条1項(公平な裁判を受ける権利)及び同条3項(弁護人の援助を受ける権利)に違反する」と主張する(訴状34及び35ページ)。

2 被告の反論

(1) 令和4年法律第67号による改正前の刑訴法89条3号は、必要的保釈の除外事由として、「被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき」と定めているところ、同号に規定するような被告人は、定型的に逃亡のおそれが極めて強いため、必要的保釈の除外事由とされたものである(前掲河上ほか編(乙17)124ページ)。

そして、定型的に逃亡のおそれが強く、保証金の担保によって逃亡を防止することができないと考えられるものについて、これを必要的保釈の対象とした場合、それにより、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使することができなくなるおそれがある。

また、必要的保釈の対象にならない場合であっても、裁判所が、刑訴法90条により職権で保釈することができることは当然である。

(2) 以上から、刑訴法89条3号は、合理性を有し、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するという正当な目的のため制定された規定であって、そ

の必要かつ合理的な措置であり、職権保釈の存在も踏まえれば、人身の自由の重要性を踏まえてもなお相当な規制であるといえる。

したがって、刑訴法89条3号は、拘禁につき、それを必要とする合理的・実質的理由を要求する憲法34条に違反するものとはいえないし、そうであれば、憲法13条、22条及び31条に違反するものとはいえない。

また、憲法37条1項は「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と規定し、刑事被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を定め、また、同条3項は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と定め、弁護人依頼権を定めているが（前掲芦部272及び274ページ）、必要的保釈の除外事由を定める刑訴法89条3号がいかなる意味で憲法37条1項及び3項に違反するのかは、原告らの主張をみても判然としない。刑訴法89条3号は、憲法37条1項及び3項に違反するものではない。

(3) 以上から、刑訴法89条3号は、憲法の各規定に違反するものでなく、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第7 刑訴法60条1項及び89条が、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「未決拘禁は被疑者・被告人に対する重大な権利制約であるから、（中略）「相手方当事者が一方当事者の主張・立証を了知し、それに対して意見を述べる現実的機会を有するよう確保する」ことが求められ（中略）この手続の要請は、憲法13条、憲法31条及び憲法34条が根拠となる。保釈により

未決拘禁を解くべきかを判断するに当たっても同様である」とし、刑訴法60条1項及び89条はこれらの憲法の規定に違反し、自由権規約9条4項の違反により憲法98条2項に違反すると主張する（訴状35ないし40ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告らは、憲法13条、31条及び34条を根拠として、原告らが主張するところの手續が要請されると主張するが、これらの憲法の各規定をみても、そのような要請がされていると解することはできず、前記第3の3のとおり、刑訴法60条1項2号が定める勾留の要件は、憲法34条の「正当な理由」に該当する上、刑訴法は、61条（勾留質問）、82条ないし86条（勾留理由開示）等において、勾留の手續について定めた上、92条、94条等において保釈の手續を定めており、これらの手續は合理的なものであるから、刑訴法が定める勾留や保釈の制度が、憲法31条等に違反することもない。

なお、原告らは、欧州人権裁判所の判決をもとに、自由権規約9条4項からも前記のような手續が要請されると主張するが、（訴状39ページ）、同裁判所は、欧州人権条約により設置されたものであって、我が国は同条約を締結していないところ、同裁判所の判決は、締約国以外に対して何ら法的拘束力を持たない。

(2) 以上から、刑訴法60条1項及び89条が、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第8 刑訴法81条本文は、憲法の規定に違反せず、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないこと

1 原告らの主張

原告らは、「刑訴法81条本文は、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理

由があるときは」勾留されている人に対して接見等を禁じることを認める。これは、人の面談の自由及び文通の自由を直接かつ強制的に奪う法律であり、憲法の保障する面談の自由及び文通の自由を制限する⁶」とし、「刑訴法 8 1 条本文による規制の目的は、未決拘禁者による罪証隠滅を防いで「事案の真相を明らかに」（同法 1 条）することにある」ところ、「面談及び文通による弊害がまったくなく、あるいは極めて低い可能性しかない場合にも本項（引用者注：刑訴法 8 1 条本文と解される。）による規制が行われて面談及び文通の自由が制限されている」から「目的の正当性を欠く」とし、また、「極めて多くの事件で、公訴事実とかかわりのない家族も含めた一律かつ全面的な接見禁止が行われており、「同項（引用者注：刑訴法 8 1 条本文と解される。）は必要最小限度性を欠く規制を認めるものであるから、憲法上正当化されない」と主張する（訴状 4 2 ないし 4 4 ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告らは、前記 1 のとおり、面談及び文通による弊害が全くなく、あるいは極めて低い可能性しかない場合にも刑訴法 8 1 条本文による規制が行われているという同条の運用を根拠に、「目的の正当性を欠く」、また、「必要最小限度性を欠く規制」であるなど主張する。

しかし、前記第 3 の 3 (2) ウ (イ) で述べたとおり、法律の目的が正当性や合理性を有するかどうかという点や法律の規制が当該目的を達成する手段として合理的かどうかという点と、当該法律についてどのような運用がなされているかという点は別の問題である。また、法律の目的が正当性や合理性を有するかどうかや法律の規制が当該目的を達成する手段として合理的かどうかという点は、当該法律の目的や規制そのものに着目し、それ自体が正当性や合理性を有するかどうかで判断すべきものであるところ、以下に述べるとお

⁶ 訴状によれば、他人と面談する自由及び他人と文通する自由は、「いずれも憲法 2 1 条 1 項によって保障される」と主張している（訴状 4 1 ページ）。

り、刑訴法 8 1 条本文は、正当性や合理性を有する目的を達成するために、合理的な規制を加えるものである。したがって、原告らの上記主張は失当である⁷。

(2) ア 逃亡や罪証隠滅のおそれは勾留の理由であり、勾留により一応防止されているが、勾留によっては防止できない程度の逃亡・罪証隠滅のおそれがある場合には、これを防止するために接見交通を制限することができる旨を規定したのが刑訴法 8 1 条本文である（前掲松本ほか編（乙 6）1 7 9 及び 1 8 0 ページ）。

したがって、刑訴法 8 1 条本文も、同法 1 条の目的を踏まえ、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使する目的で、勾留によっては防止できない程度の逃亡や罪証隠滅のおそれがある場合に接見交通を制限しているのであって、こうした目的が合理性や正当性を有することは明らかである。

イ また、刑訴法 8 1 条本文は、前記目的を達成する手段として、「第 3 9 条第 1 項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押さえることができる」と定めているところ、上記接見や書類等の授受の禁止は、全面的な禁止のほか、個別的な禁止、期限付禁止などがあり（前掲松本ほか編（乙 6）1 8 0 ページ）、当該被疑者又は被告人の個別・具体的な罪証隠滅などのおそれの程度に応じた制限を課す規定となっている。また、手紙については、個々の手紙ごとに接見等禁止の一部解除の申立てをすることも可能である。

そもそも、未決勾留は、前記第 3 の 3 (2) アのとおり、刑訴法の規定に基

⁷ なお、原告らは、「刑訴法 6 0 条 1 項 2 号、8 9 条 4 号、8 1 条本文の瑕疵は理由付記を欠く裁判によって維持されている」とも主張するが（訴状 4 4 ないし 4 6 ページ）、本件各規定が憲法に適合しているかどうかという点と、本件各規定に基づいてどのような運用がされているかという点は次元を異にする別々の問題であるから、同様に、原告らの同主張はそれ自体失当である。

づき、逃亡又は罪証隠滅の防止等を目的として被疑者又は被告人を拘禁するものであり、それゆえ、被拘禁者の身体的自由を制限し、あるいは、罪証隠滅を防止するために必要な範囲で信書の発信を差し止め得るなどの場合があることは、未決勾留の目的に照らし、疑いようのないところとされている（太田豊・最高裁判所判例解説民事篇昭和58年度268ページ）。

以上からすると、刑訴法81条本文の接見交通の制限は、適正に刑事裁判を運営し国家刑罰権を行使するという前記目的を達成するために必要かつ合理的な規制を加えるものであるといえる。

- (3) 以上から、刑訴法81条本文について目的の正当性を欠くとか、必要最小限度性を欠く規制であるなどといった原告らの前記1の主張には理由がなく、同条が憲法の規定に違反し、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められない。

第9 条約違反について

1 原告らの主張

原告らは、「これまで、60条、89条及び81条の法令違憲の主張において、条約違反も指摘してきたが、以下においては条約違反に関する主張の詳細を横断的に整理する。」（訴状46ページ）として、「自由権規約は批准した国家を法的に拘束する多国間条約であり、日本国内でもその効力を有」し、「自由権規約に反することは、条約違反となり、国家賠償法上の違法となる」と主張し（訴状47ページ）、「刑事訴訟法の各規定が、自由権規約第9条（身体的自由及び安全）及び第14条（裁判所の前の平等と公平な裁判を受ける権利）に違反している」とし、「刑訴法60条及び89条は、条約違反として9.8条を通じて違憲となる」と主張する（訴状46ないし53ページ）。

2 被告の反論

条約違反に係る原告らの主張が失当であることは、前記第3の5、第4の2(3)、第5の2(4)及び第7の2のとおりである。

なお、原告らは、自由権規約委員会の一般的意見に依拠して、原告らが主張するところの手續が要請されると主張するが(訴状47ないし53ページ)、自由権規約委員会は、自由権規約締約国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、適当と認める一般的意見を締約国等に送付することができるものの、その意見が締約国に対し法的拘束力を持つものではないから、原告らの上記主張も失当である。

第10 結語

以上のとおり、本件各規定は憲法の規定に違反するものでなく、まして、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとは認められないから、2018(平成30)年11月30日時点において、本件各規定を改廃しなかった国会の立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

したがって、原告らの請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上